<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における 共通のガイドラインといたします。

共⑫ 認証取得事業者による非認証製品の梱包・包装表面への"JIS 認証取得事業者"等の表示について

2009年5月29日制定 2020年1月27日改訂 JIS 登録認証機関協議会

設問

自社製品の一部について JIS 認証を取得しているが、認証を取得していない製品の包装又は梱包の表面に「JIS 認証取得事業者」又は類似の表示をすることは可能か。JIS マークを表示することはない。

解釈

包装・梱包されている非認証製品があたかも認証製品であるような誤解をされる恐れが多分にあることから、「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第 15 条 第 1 項四号」に抵触するので、本件表示は不可である。

以上

【附則】

2009年5月29日 制定2020年1月27日 改訂